

学生の皆さんへ

障害を有する学生の支援室について

奈良教育大学では、平成28年4月から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、国立大学法人奈良教育大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）を制定するとともに、障害を有する学生の支援室を設置しています。

この支援室は、障害を有する本学学生及び障害を有する本学入学志願者（以下「障害学生」という。）から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、除去すべき社会的障壁について、対応要領に基づき必要かつ合理的な配慮等を行うための企画・立案及び執行を行います。

障害学生からの相談窓口は、

学生支援課 厚生担当
(TEL:0742-27-9131
e-mail : gakushien@nara-edu.ac.jp)

となっておりますので、気軽にご相談下さい。

また、
保健センター
(TEL:0742-27-9138
e-mail : gakushien@nara-edu.ac.jp)

においても相談等お受け致します。